

#### 議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、審議事項(4)に基づき、最近のIASB会議においてなされた、IFRS第9号「金融商品」の限定的な修正の検討項目に関するIASBスタッフ提案の内容及びIASB理事の議論の概要の説明がなされ、続いて、IASB会議において、①金融資産の特定テスト、金融資産の区分、負債性金融商品についてのOCI利用の拡大の3つを今後の検討項目とすること、②公表市場価格のない資本性金融商品の公正価値の決定方法に関する個別のガイダンスをIFRS第13号「公正価値測定」の教育文書（準備中）に含めることを検討することが暫定的に決定された旨の説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局等からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、今後、公表市場価格のない資本性金融商品の公正価値の決定方法に関するガイダンスを含むIFRS第13号の教育文書が公開された場合、実務面において基準に近い形で運用されることになるのかとの質問があった。これに対して、事務局からは、教育文書は基準の一部を構成するものではないため、強制力がないと考えられる旨、また、同教育文書の作成にあたっては、日本も関与する予定である旨の回答がなされた。

以 上